

第13章 移送費（通院費）について

労災保険では、傷病労働者が診療を受けるために電車、バス、車等で医療機関へ赴くために要した費用について、政府の必要と認める範囲で、これを移送費として保険給付することとしています。

1 移送の認められる範囲

① 災害現場等から医療機関への移送

- イ 災害現場から医療機関へ傷病労働者を緊急に移送する場合。
- ロ 療養中の傷病労働者の状態が悪化し、入院の必要が生じたために自宅等から医療機関に収容する場合。

② 転医等に伴う移送

イ 労働基準監督署長の勧告による転医のための移送

労働基準監督署長が転医を必要と認めて傷病労働者に転医を勧め、患者がその勧められた医療機関に転医する場合。

ロ 医師の指示による転医のための移送

- ・療養を行っている医療機関がその傷病の診療に関して専門外である場合や、患者の傷病からみて、その医療機関の諸設備では十分な診療ができない場合。
- ・病状の経過がおもわしくない場合に主治医の指示によって他の専門医の対診を受け、あるいは転医が必要な場合。
- ・主治医が傷病の状態からみて、転地療養あるいは帰郷療養が必要であると認め、その指示により転地又は帰郷する場合。

※主治医の指示とは、当該医療機関への転医等が療養上の必要性に基づく適切な指示であると認められる必要があり、転医先医師との個人的なつながりや患者の希望を単に是認する等の理由で行われる場合は、移送費の支給対象とはなりません。

ハ 医師の指示による退院に伴う移送

入院して診療を受けていた傷病労働者が、その病状が良好な経過をたどり入院治療を必要としなくなったため、医師の指示により退院して帰宅する場合。

③ 通院に伴う移送

- イ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関への通院(片道2km以上の通院に限る)。
- ロ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一の市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関が無い場合における、隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関への通院(片道2km以上の通院に限る)。

- ハ 交通事情等の状況から傷病労働者の住居地又は勤務地と隣接する市町村内の当該傷病の診療に適した労災指定医療機関への通院の方が利便性が高いと認められる場合における、隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した労災指定医療機関への通院(片道2km以上の通院に限る)。
- ニ 傷病労働者の住居地又は勤務地と同一及び隣接市町村内に当該傷病の診療に適した労災指定医療機関が無い場合における最寄りの当該傷病の診療に適した労災指定医療機関への通院(片道2km以上の通院に限る)。
- ホ 傷病労働者の住居地又は勤務先から片道2km未滿の通院であっても、傷病労働者の傷病の状態からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難であると認められる場合における当該傷病の診療に適した労災指定医療機関への通院

2 移送費の請求方法

移送の費用は、傷病労働者が「療養の費用請求書(様式第7号(1)、第16号の5(1))」により労働基準監督署長へ請求することとなります。

その際、指定医療機関においては、傷病労働者の求める移送費に関わる療養の内容及び傷病の状態等を「療養(補償)給付たる療養の費用請求書」の「医師又は歯科医師等の証明欄」に記載(証明)することとなります。

※この証明については、無償で行うことになっています。

参 照 : 労災保険指定医療機関療養担当規程第1章第6

(証明の記載)

第6 指定医療機関は、傷病労働者から「療養補償給付たる療養の費用請求書」、「療養給付たる療養の費用請求書」に証明の記載を求められたときは、無償でこれを行うこと。